

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	介護保険制度運営推進費ほか
						目	介護給付費等負担金ほか
調査対象予算額		令和7年度：3,492,487百万円 ほか (参考 令和8年度：3,551,184百万円)				調査主体	本省と東北財務局の共同調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 訪問介護や居宅介護支援等の訪問系サービスについては、**点在する利用者宅に個別に訪問する場合と、併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを集中的に提供する場合とで、移動時間をはじめ、利用者1人当たりの労働投入時間は大きく異なる**と考えられる。
- 事業所と同一敷地内に居住する利用者にサービスを提供する場合などには、「同一建物等減算」が適用されるが、減算率は限定的（注）であり、**併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを提供する事業者は、利用者宅に訪問する事業者と比して、対労働投入時間で多くの介護報酬を得ており、収支差率も良い傾向にある**ことが推察される。
 - （注）「同一建物等減算」の減算率は、訪問介護は▲10～▲15%、居宅介護支援は▲5%。
- 以上の仮説を検証するため、訪問介護・居宅介護支援に関して、
 - ・ **訪問介護：訪問介護1回当たりの移動時間 居宅介護支援：利用者1人当たりの労働投入時間** について、「同一建物等減算」の適用の有無別に調査する。
 - ・ **事業所の収支差率**について、「同一建物等減算」の適用の有無別に調査する。

（参考）訪問介護・居宅介護支援の「同一建物等減算」の概要

- 訪問介護 ※10～15%減算
 - ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者の場合、原則10%減算される。
 - ・ 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり50人以上の場合、15%減算される。
 - ・ その他、同一建物等に居住していなくとも、利用者の集住状況等に応じた減算（10%・12%）がある。
- 居宅介護支援 ※5%減算
 - ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者の場合、5%減算される。
 - ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者の場合、5%減算される。

② 調査の視点

1. 訪問介護 2. 居宅介護支援

○ 訪問介護・居宅介護支援について、点在する利用者宅に個別に訪問する場合（「同一建物等減算」なし）と、併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを集中的に提供する場合（「同一建物等減算」あり）とで、**労働投入時間や収支差率に差が生じているかを分析する。**

【調査対象年度】

【調査対象先数】

労働投入時間：令和8年度（令和8年4月の任意の連続した10日間） 回答事業者数：7,747先（うち訪問介護：4,281先 うち居宅介護支援：4,680先）

収支差率：令和6年度（令和6年度決算）

※訪問介護・居宅介護支援の両方のサービスを提供している事業所もあるため、内数と総回答事業者数は一致しない。

③ 調査結果及びその分析

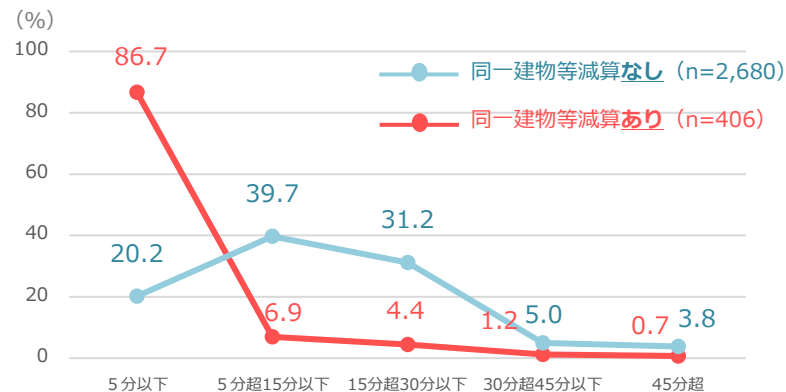
1. 訪問介護

○ **訪問介護**の労働投入時間に関しては、

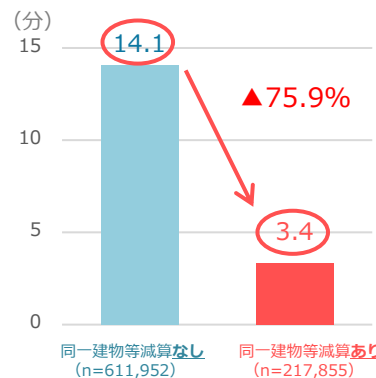
- ・ 訪問介護1回当たりの**移動時間**について、「同一建物等減算」の適用がない場合より、「同一建物等減算」の適用がある場合の方が、**顕著に少ない傾向**にある【図1】。
- ・ **移動時間の平均値**については、「同一建物等減算」の適用がない場合は14.1分である一方、「同一建物等減算」の適用がある場合は3.4分と、適用がある場合は、適用がない場合に比べて**約8割少なくなっている**【図2】。

○ 訪問介護事業所の**収支差率**については、「同一建物等減算」の適用がない事業所の収支差率は4.4%、「同一建物等減算」の適用がある事業所の収支差率は11.2%であり、適用がある事業所は、適用がない事業所に比べて**顕著に収支差率が良い**【図3】。

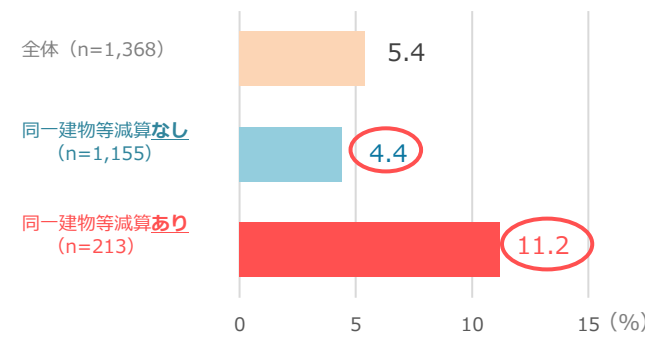
【図1】 訪問介護の移動時間の分布（訪問1回当たり）



【図2】 訪問介護の移動時間の平均値（訪問1回当たり）



【図3】 訪問介護事業所の収支差率



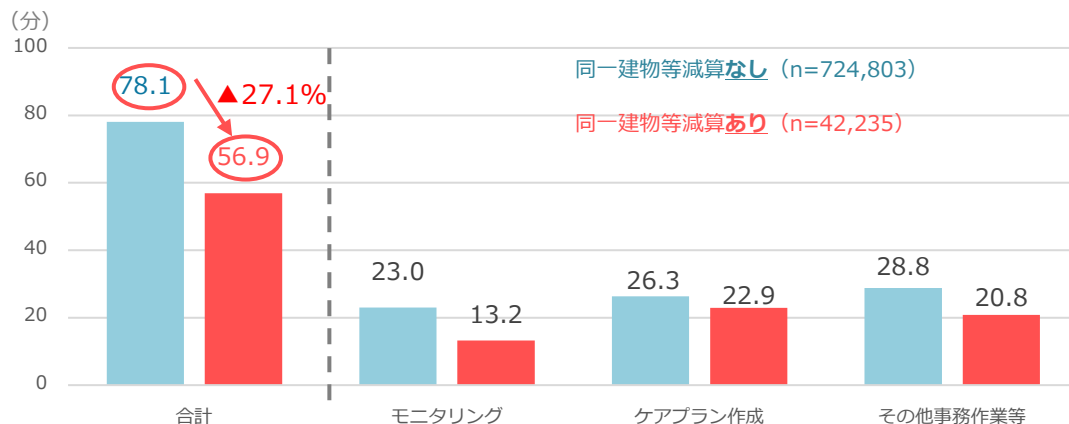
(注) 収支差率については、税引き前収支差率（コロナ補助金・物価高騰対策関連補助金を含み、特別収益・特別損失を除く。）である。

③ 調査結果及びその分析

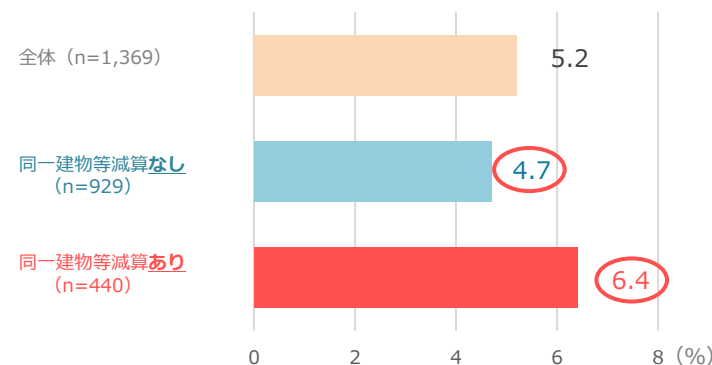
2. 居宅介護支援

- 居宅介護支援の利用者1人当たりの労働投入時間（10日間）について、「同一建物等減算」の適用がない場合は78.1分である一方、「同一建物等減算」の適用がある場合は56.9分と、適用がある場合は、適用がない場合に比べて約3割少なくなっている【図4】。
- 居宅介護支援事業所の収支差率については、「同一建物等減算」の適用がない事業所の収支差率は4.7%、「同一建物等減算」の適用がある事業所の収支差率は6.4%であり、適用がある事業所は、適用がない事業所に比べて顕著に収支差率が良い【図5】。

【図4】居宅介護支援の労働投入時間（利用者1人当たり、10日間）



【図5】居宅介護支援事業所の収支差率



(注) 収支差率については、税引き前収支差率（コロナ補助金・物価高騰対策関連補助金を含み、特別収益・特別損失を除く。）である。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 訪問介護 2. 居宅介護支援

- 訪問介護・居宅介護支援について、点在する利用者宅に個別に訪問する場合（「同一建物等減算」なし）に比べて、併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを集中的に提供する場合は、労働投入時間は少なく抑えられており、収支差率は良い傾向にあることが明らかになった。
- こうしたサービス提供の実態の違いや、それに基づく収支差率の違いを踏まえて、令和9年度介護報酬改定において、住宅型有料老人ホーム等において提供される、訪問介護と居宅介護支援（注）について、介護報酬を適正化すべきである。

(注) 登録制の住宅型有料老人ホームの入居者に対するケアプラン作成等のサービスについては、従来の居宅介護支援に代わって、新たな相談支援類型が令和10年度に導入される予定。